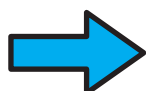


# パーキングパーミット制度を 開始します！

愛媛県では、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用していただくため、7月1日から、障害のある方など歩行困難な方に県内共通の利用証（パーキングパーミット）を交付する「パーキングパーミット制度」を導入します。

→  
利用証（パーキングパーミット）



## パーキングパーミット (身体障害者等用駐車場利用証)



(有効期限)  
2011年

7月

愛媛県

### ●利用できる方

身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人のうち歩行が困難な方

### ●利用証の取得方法

県障害福祉課のほか、県の地方局、支局等、役場保健福祉課で受付・交付を行います。

(手数料は無料です。)

申請書を提出する際、身障者手帳等の証明書類を提示してください。

代理の方の申請や郵送による申請も受け付けます。

### ●問い合わせ

愛媛県障害福祉課 ☎(089-912-2422)

※駐車場に停める際には、上記の利用証を車内のルームミラー等に掲示してください。